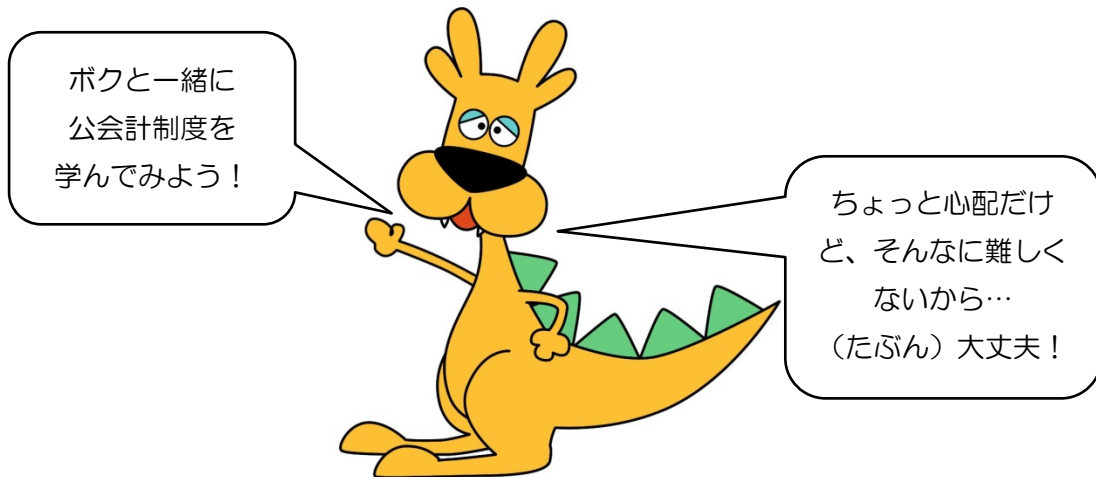


ガウラと学ぼう！

袖ヶ浦市の新地方公会計制度への取り組み



袖ヶ浦市マスコットキャラクター「ガウラ」

現在全国の自治体で取り組みが進められている「新地方公会計制度」。「自治体にも民間企業と同様の会計制度を取り入れて、行政経営に役立てていこう」なんて言われても、何をやっているのかよくわからない…そんなお声もあると思います。本資料では、難しいと思われがちな公会計制度の仕組みや、袖ヶ浦市の新地方公会計制度への取り組みについてご紹介いたします。できるだけわかりやすく解説いたしますので、皆さんも袖ヶ浦市マスコットキャラクターの「ガウラ」と一緒に「新地方公会計制度」について学んでみませんか？

平成28年5月

袖ヶ浦市 企画財政部 財政課

1. 「新地方公会計制度」って、そもそもどんな制度？



「新地方公会計制度」ってどんな制度？

新地方公会計制度の意義を一言でいえば、「地方自治体の会計の仕組みに民間の企業会計的要素を取り入れて、資産や負債などの情報を把握したうえで、わかりやすく財務状況を公表しよう」ということです。そこでまずは、自治体の会計の仕組みと、民間企業の会計の仕組みの違いを確認してみましょう。

自治体の会計（単式簿記による現金主義会計）

自治体の予算や決算は、単式簿記による現金主義会計で行われています。いわゆる官庁会計ともいいますが、これは皆さんの家庭での家計簿やお小遣い帳をイメージしていただければわかりやすいかもしれません。現金の収入と支出に着目しているため、例えば収入として500万円の住民税が入り、支出として道路を300万円で建設した場合、500万円－300万円で現金が200万円残ります。こうした現金の収支を記録していったら、1年度分をとりまとめて決算書を作成し公表します。単式簿記のメリットは現金の収支にのみ着目しているため、比較的仕組みが単純でわかりやすく、市民に納めていただいた税金の使い道等を適正に管理・公表することができます。

民間企業の会計（複式簿記による発生主義会計）

一方で、民間企業では複式簿記による発生主義会計を取り入れています。複式簿記とは、経済取引の記録を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法のことです。これはどういうことかという、先ほどの例で出てきたように300万円で道路を建設した場合、300万円の未払金（負債）の発生と同時に、300万円の道路という資産が増加したことを記録します。単に現金の出し入れだけを記録するのではなく、資産や負債の増減も把握できるのが複式簿記のメリットの一つです。今まで積み上げてきた資産がどの程度あるのか、過度な負債（借金等）を抱えていないのか、そうした点も確認することができます。

2. 袖ヶ浦市の今までの取り組み

～総務省改訂モデルで財務書類を毎年作成・公表しています～

【総務省改訂モデルと基準モデルの主な相違点】

項目	総務省方式改訂モデル	基準モデル
会計処理方法 (取引の記録)	地方財政状況調査(決算統計)の数値を組み替える。	現行の単式簿記・現金主義会計を複式簿記・発生主義会計に取引の発生の都度又は期末に一括してなど、個々の取引情報を複式記録(仕訳)する。
固定資産台帳の整備	売却可能資産は時価評価するが、売却可能資産以外は、過去の建設事業費の積上げにより算定し、段階的な資産評価により整備する。	原則として、すべての資産を公正価値により評価し、一括して整備する。

財務書類にも色々なモデルがあるんだ(ボク小さくなっちゃった…)



総務省改訂モデルと基準モデル

前述したように、従来の自治体の会計方式(単式簿記・現金主義会計)では、資産や負債に関する情報が不十分で、適正な負債の規模の把握や資産の老朽化問題へ対応するための情報が不足していたという問題がありました。そこで、自治体にも民間企業の会計と同じく、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新地方公会計制度の導入がすすめられてきました。平成18年に、国が「総務省改訂モデル」と「基準モデル」という2つの財務書類の作成方法を示し、全国の自治体で財務書類の作成が進みました。

袖ヶ浦市の今までの取り組み

袖ヶ浦市では、平成21年度決算から国が示した総務省改訂モデルで財務書類を作成し、ホームページにおいて公表しています。

毎年度の決算情報を、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書という4つの財務書類にまとめて、市が所有する資産や負債の残高、年間の資金収支の状況などを公表しています。

総務省改訂モデルってなに？

袖ヶ浦市が採用した総務省改訂モデルは、自治体が毎年作成している決算統計という統計情報を組み替えて作成する比較的簡易な財務書類の作成方法であり、全国の自治体の約76%が採用しています(平成25年度決算時)。総務省改訂モデルでは、自治体の所有する資産を網羅的に把握した固定資産台帳を必ずしも作成する必要がなく、過去からの建設事業費を積み上げたもの等から資産の総額を算出しています。また、複式仕訳についても伝票を個別に仕訳するのではなく、決算統計の数値を組み替えることで代用しています。

3. 袖ヶ浦市の平成27年度の取り組み

～統一モデル作成に向けて固定資産台帳を整備しました～



全国統一の財務書類の作成モデルの導入へ

全国の自治体で財務書類の作成が進む一方で、総務省改訂モデルのほかにも、基準モデル、東京都方式など複数のモデルが混在し、自治体間の財務状況の比較が困難である等の問題が生じてきました。そこで、国は平成27年1月に全国の自治体に対し新たな「統一的基準」に基づく財務書類の作成を要請しました。この統一モデルは、複式仕訳の導入と固定資産台帳の整備を前提としており、文字通り全国統一の基準で各自治体が財務書類を作成することにより、自治体間での財務状況の比較が容易になることが期待されています。原則として平成29年度（平成28年度決算）までに、統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表することとなり、現在全国の自治体でその準備作業が進められています。

平成27年度に固定資産台帳を整備しました

袖ヶ浦市では統一モデル対応のための準備として、平成27年度に1年間かけて全庁的な固定資産台帳の整備を行いました。本市にも従来、公有財産台帳（土地や建物等）、備品台帳、道路台帳といった個別の台帳があり、今回はそれぞれの台帳に記載されている情報等から固定資産台帳として取りまとめを行いました。

また、台帳の今後の更新をスムーズに実施するため、財務会計システムと連携した財産管理システムを導入し、伝票処理と資産登録が連動する仕組みを設けています。

固定資産台帳ってどんなもの？

固定資産台帳とは、自治体が所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記録したものです。台帳を整備することで自治体が所有する固定資産の全容や毎年の減価償却費等を算出することができます。

4. 袖ヶ浦市の平成 28 年度の取り組み

～統一モデルの財務書類作成に向けた準備作業を行います～

なにごととも準備が
大切だね！



それ！イチ、ニ
ー、サン！
(準備体操中です…)

固定資産台帳を整備しても、それですぐに財務書類が作成できるわけではありません。毎日の収入・支出伝票を複式仕訳し、資産情報等とともに決算書類としてまとめることで、貸借対照表や資金収支計算書等を作成することができます。本市の会計システムは従来の官庁会計である単式簿記で行われているため、そのままでは複式仕訳を行うことができません。そこで、まずは複式仕訳を行う仕組みを準備する必要があります。

公会計用ソフトウェアの導入検討

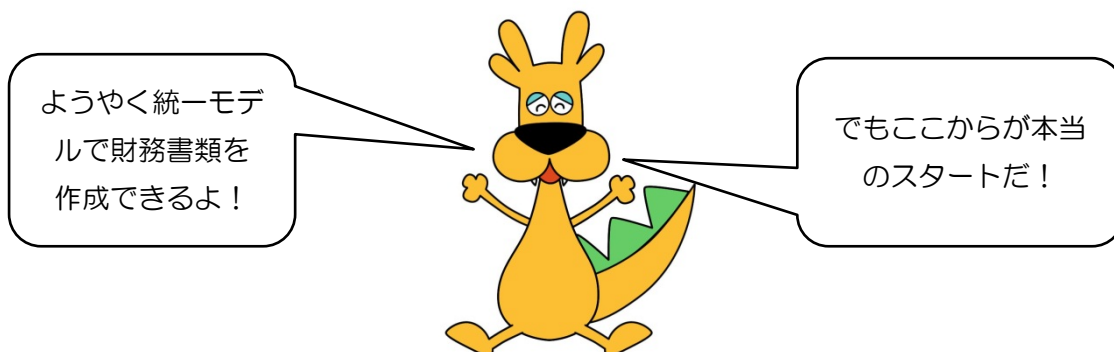
国は今回の統一モデルの導入にあたり、複式仕訳等を行う自治体用の標準ソフトウェアを平成 27 年度に開発しました。また、民間会社の開発する公会計用ソフトウェアも統一モデルに対応しています。袖ヶ浦市では、平成 28 年度にこれらのソフトウェアの機能面や費用面等を比較検討し、導入ソフトウェアを決定したうえで、複式仕訳を行うための準備作業を進めていく予定です。なお、複式仕訳には毎日の伝票データを都度仕訳していく「日々仕訳」と、決算のタイミングに一括で仕訳を行う「期末一括仕訳」がありますが、本市ではシステムの改修規模や導入効果等を検討し、「期末一括仕訳」を採用する予定です。期末一括仕訳を行った場合でも、伝票データを 1 件ずつ仕訳することには変わりはありませんので、その後の分析等でも日々仕訳と同様の結果が得られると考えています。

自治体の会計も民間企業と同じになるの？

統一モデルを導入しても、実は自治体の予算や決算、会計の仕組みが民間企業とまったく同じになるわけではありません。現在進められている新地方公会計制度の取り組みは、あくまで従来の官庁会計（単式簿記）を補完するものという位置づけの為、従来の単式簿記による予算、決算は引き続き行われます。そのため、それぞれのシステムを使用し、単式簿記の決算書と、複式簿記の財務書類の両方を作成する必要があります。

5. 袖ヶ浦市の平成 29 年度の取り組み

～いよいよ統一モデルで財務書類を作成・公表します～



統一モデルでの財務書類の作成・公表へ

固定資産台帳を整備し、複式仕訳を行う仕組みづくりが完了すれば、いよいよ統一モデルの財務書類を作成する準備が整ったこととなります。もちろん、貸借対照表や資金収支計算書等の財務書類をつくるためには、市役所職員にも簿記等の会計的な知識が必要ですし、ソフトウェアによる自動仕訳で仕訳しきれない伝票データを個別に確認しながら仕訳をするマンパワーも必要です。そのため、統一モデルの財務書類の作成に当たっては会計士事務所等の外部の専門家による支援を得て取り組むことも今後検討していきます。

財務書類は活用してこそ！

袖ヶ浦市では、平成 29 年度（平成 28 年度決算）から統一モデルでの財務書類の作成・公表に取り組む予定ですが、財務書類を作成しただけでは、市役所の業務や住民サービスが大きく変わるわけではありません。その後は、作成した財務書類や固定資産台帳等から得られる情報をいかに分析し、どのように活用するかが重要になってきます。

例えば、施設の老朽化状況等を数値化し比較することで、施設の改修や更新の優先度等を判断する際に役立てたり、今後の維持・更新費用の試算をより具体的に行うことができるようになります。また、施設別や事業別の行政コスト等を比較・分析することで、より効率的な行財政運営に活かしていくことも期待されます。

そして、すでにご紹介したとおり、全国の自治体が統一の基準で財務書類を作成することで、自治体間の財務状況の比較も容易になります。自分たちの住んでいる自治体の公共資産の整備状況や老朽化比率、負債（借金等）の残高規模、毎年の資金収支の状況、そうしたものを近隣や類似する自治体と比較・分析し、行政と市民がその情報を共有することで、今後の行財政運営に役立てることができるのです。

終わりに

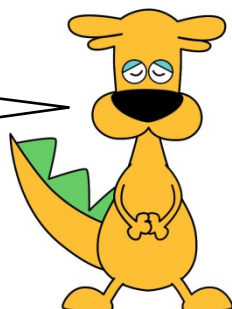
「ガウラと学ぼう！袖ヶ浦市の新地方公会計制度への取り組み」いかがでしたでしょうか。できるだけわかりやすくご紹介するように努めましたが、会計の仕組み等を解説する際には専門的な用語等があり少しわかりづらい部分もあったかと思います。また、複式仕訳や会計制度の違いについては、ある程度説明を単純化した部分もありますのでご容赦ください。

本資料では用語の詳細な解説等は省略させていただきましたが、より深く学ばれたい方は、総務省の地方公会計に関するホームページ等をご参照いただくと各種資料やマニュアル等が掲載されております。

本資料が自治体の会計制度や、袖ヶ浦市の新地方公会計制度への取り組みに関しご興味をおもちいただく一助となりましたら幸いです。

資料の最後に、袖ヶ浦市の新地方公会計に係るスケジュールをまとめておりますのでご参照ください。

お読みいただき
ありがとう
ございました



【お問い合わせ先】

袖ヶ浦市役所 企画財政部 財政課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

電話 0438-62-2404 (直通)




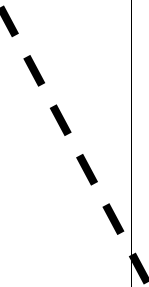



FAX 0438-62-5916

メール sode02@city.sodegaura.chiba.jp

本資料の掲載ホームページアドレス

<http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/zaisei/koukaikei.html>

平成27～29年度 袖ヶ浦市の新地方公会計制度関係スケジュール

	平成27年度				平成28年度				平成29年度					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
統一モデルへの準備作業	 固定資産台帳整備 (整備基準日H27.3.31時点) ※整備後は随時更新していく				 公会計用ソフトウェア導入検討		 財務書類作成準備 (開始貸借対照表作成、仕訳変換表等の検討)							
財務書類の作成	 H26決算 財務書類作成・公表 【総務省改訂モデル】				 H27決算 財務書類作成・公表 【総務省改訂モデル】				 H28決算 財務書類作成・公表 【統一モデル】					